

北幼稚園園舎耐震補強等設計業務委託仕様書

1. 業務概要

- (1) 業務名 北幼稚園園舎耐震補強等設計業務委託
- (2) 履行場所 田原本町大字鍵161番地
- (3) 履行期限
補強判定業務、実施設計業務 令和2年3月27日(金)
- (4) 業務内容
 - ①耐震補強に必要となる設計業務・補強判定業務及び関係法令上必要となる各種申請手続き
 - ②技術提案(老朽化対策を含む)に基づく改修に必要となる設計業務及び関係法令上必要となる各種申請手続き

2. 設計と条件

- (1) 施設概要
 - ①名称 北幼稚園001棟
 - ②所在地 田原本町大字鍵161番地
 - ③用途 幼稚園
 - ④構造・規模 鉄骨造 地上1階 延床面積 636㎡
 - ⑤建築完成年度 昭和54年度
 - ⑥補強前Is値 0.45、補強前q値 1.81
- (2) 設計コンセプト
 - ①幼稚園の耐震性を高め、園児の安全・安心を最大限確保し、機能的かつ効率的で使いやすく子どもたちが健やかに育ち学べる環境を維持した提案。
 - ②建物の特性を考慮し、在来のブレース工法にこだわらず創造的・デザイン性があり、既存建物に調和し、また、耐久性が高く、維持管理しやすい適切な補強工法の提案。
 - ③あらゆる国・県の交付金等を最大限に利用し、特色ある幼稚園とすることを目的に、さらにイニシャルコスト及びランニングコストの縮減に努めた提案。
 - ④耐震補強工事に加えて、必要最低限の老朽化対策を実施する。
- (3) 改修工事の条件
 - ①工事費上限額 80,000千円
 - ②予定建設工期 令和2年6月中旬～令和2年9月末日
- (4) その他の条件
 - ①建築基準法その他関係法令等に適合した設計とすること。

②文部科学省が制定する「幼稚園施設整備基準」の内容を十分勘案し、設計に反映させること。

3. 設計業務の内容

(1) 耐震補強工事

- 1) 001 棟の補強計画判定・耐震補強実施設計を行うものとする。
 - ・Is 値が 0.45→0.7 を超えること。
 - ・耐震診断結果に対する耐震補強及び補強箇所復旧

(2) 技術提案による改修

- 1) 提案内容により必要な工事。
- 2) 経年劣化により必要な工事。

- 耐震補強設計については、(別紙 1)の指示書による。
- 仮設計画及び安全対策を十分考慮し効果的な工事計画を検討すること。
- コスト縮減(リサイクルを含む)に関し比較検討を行うこと。
- I S O(公共工事における環境への影響の軽減)についても検討し、設計に反映させること。
- 工事予算額は、係員の指示による期限までに提示すること。
- 設計書(予算書)については、補助事業部分及び対象外に分別できるように資料作成すること。
- 管理技術者は 1 級建築士とする。
- 成果品に基づく工事等の執行に際し、成果品に表現できえなかった部分等について、発注者の要求があった場合は、発注者の指示する方法で資料を作成し提出するものとする。

4. 成果品

- | | |
|---------------|----------|
| 1) 補強効果の検討結果 | 2 部(正・副) |
| 2) 図面 (A 2 版) | 2 部(製本) |
| 3) 設計書 | 1 部 |
- ※補助金対象施設面積算定表、補助金対象工事内訳書を別途作成すること。
- | | |
|------------------|-----|
| 4) 設計書に伴う根拠資料 | 1 部 |
| 5) 図面 (電子データベース) | 1 部 |
| 6) 現場説明用図面 (電子版) | 1 部 |

5. 資料

- ・耐震診断判定書 (H27.12)、当初設計図面

(別紙 1)

耐震補強設計指示書

1. 委託業務の方針

- (1) 工事は、原則として幼稚園の夏休み期間を利用して実施する予定であるので、これに沿った効率的な工事計画を立てること。
- (2) 本指示書に明記のない事項については、担当職員と協議すること。
- (3) 業務の実施にあたって貸与する設計図書等は、成果品の引き渡し時に返還すること。
- (4) 設計に先立って行う事前調査では、建物の各部位について補強ブレースの位置及び鉄骨の腐食や構造亀裂・変形・落下剥離の発生程度及びその範囲を明確に把握すること
- (5) 業務実施にあたっては、担当職員並びに幼稚園施設管理者との協議を十分に行って進めること。

2. 耐震補強業務の方針

- (1) 本業務は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「建築基準法」、その他本業務に関する法令並びに「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」及び学校施設整備に関する各種規定に基づき行わなければならない。
- (2) 補強設計にあたっては、(財)日本建築防災協会の「既存鉄骨造建築物の耐震改修設計指針・同解説」(最新版)を用いて行う。
また、補強効果の検討は、同じく「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」(最新版)によることとし原則として第2次診断法を用いて行う。なお、補強後の目標値は I_s 値が 0.7 を超え、 q 値が 1.0 を超えること。
- (3) 補強効果の検討結果は、(財)なら建築住宅センター等公的な機関が設置する耐震診断委員会の判定を受けること。また、耐震補強計画は、必要に応じ「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条に基づき所管行政庁の認定を受けること。
- (4) (財)なら建築住宅センター等の耐震補強基本計画判定料については契約金額に含むものとする。
- (5) その他、仕様書及び指示書に明記されていない事項が発生したときは、係員と協議して定めること。

3. 提出書類

[補強工事の検討結果]については、次に掲げる書類を A4 版にまとめ、報告書として提出すること。(正・副各 1 部)

- ① 耐震診断委員会の評価書(判定書)
- ② 対象建築物概要
- ③ 総合所見(補強の概要、補強効果等)
- ④ 計算結果出力データ、各種補強設計計算結果データ
- ⑤ 各種図面(平面図、立面図、断面図、各通り軸組図)その他必要とされる図書